金沢市公報

第３１９３号の４

令和７年（2025年）９月22日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金 沢 市 役 所

◎　目　　次　　ページ

●条　例

○金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例（商工労働課）　1

○職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例（人　事　課）　6

○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（　〃　）　7

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（　〃　）　8

○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（市民税課）　9

○金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（介護保険課）　9

○金沢市水道給水条例等の一部を改正する条例（企業総務課）　10

条　　例

金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例をここに公布する。

令和７年９月22日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第39号

金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例

目次

前文

第１章　総則（第１条―第11条）

第２章　中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な施策等（第12条―第22条）

第３章　雑則（第23条）

附則

金沢の経済の礎は、藩政期に培われた工芸・文化やその職人気質を源流とした繊維工業と機械工業を軸とする独自の産業革命が、私たちのまちの中小企業及び小規模企業の手によって成し遂げられたことにある。これら先達の成功は、文化と経済の連環を生むとともに、伝統と革新の精神を多様な中小企業及び小規模企業に根付かせた。今日の金沢を世界で独特の輝きを放つ個性ある都市へと高めてきた原動力は、この地で中小企業及び小規模企業が活躍してきたことにある。

また、中小企業及び小規模企業が、それぞれの地域や分野で進んで組織を形成し、これらが有機的に結び付くことで、相乗効果を生み出し、金沢の魅力を培ってきた。とりわけ商店街は、共存しながら互いに刺激し合い、それぞれがコミュニティを形成する核となっており、地域住民に質の高い豊かな暮らしを提供するとともに、交流によるにぎわいを創出している。

さらに、中小企業及び小規模企業は、就業の機会を創出することで人々の働く意欲を満

たすだけでなく、住民とともにまちづくりにも参画することで地域社会の活性化に貢献するなど重要な役割を果たしている。

このように地域の生活基盤の形成に加え、伝統に絶えず革新の息吹を吹き込むことにより、新しい価値を創造しながら文化をも磨き高めてきた中小企業及び小規模企業は、金沢に欠かすことのできない貴重な財産である。

ここに、私たちは、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を積極的に推進することにより、金沢が更なる飛躍を遂げ、将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市における中小企業及び小規模企業の振興について、基本理念を定め、並びに中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体、大企業者、金融機関、高等教育機関並びに市民の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

(2) 小規模企業者　法第２条第５項に規定する小規模企業者をいう。

(3) 中小企業団体等　次に掲げる団体をいう。

ア　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項に規定する中小企業団体その他これに類する団体で市長が認めるもの

イ　商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他これらに類する団体で市長が認めるもの

(4) 企業支援団体　商工会議所、商工会及び商工会連合会をいう。

(5) 大企業者　中小企業者及び小規模企業者以外の事業者をいう。

(6) 金融機関　銀行、信用金庫その他の金融に関する業務を行う機関をいう。

(7) 高等教育機関　大学、高等専門学校その他の高等教育を行う機関をいう。

（基本理念）

第３条　中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者が創意工夫を発揮して、又は地域の特色を生かして事業活動を行うことを通じ、地域における経済の活性化のみならず、まちの個性の継承に重要な役割を果たしているとの認識の下に、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力が助長されることを基本として行われなければならない。

２　中小企業及び小規模企業の振興は、人材が中小企業及び小規模企業の根幹を支えるものであるとの認識の下に、多様な分野において事業活動を行う中小企業者及び小規模企業者が必要とする人材の育成及び確保が図られるように行われなければならない。

３　中小企業及び小規模企業の振興は、本市固有の自然、歴史、文化等の土壌、ものづくり（金沢市ものづくり基本条例（平成21年条例第２号）第２条第１号に規定するものづくりをいう。）に係る知識、高度な技術又は技能等、ものづくり産業（同条第２号に規定するものづくり産業をいう。）及び高等教育機関の集積その他の本市の特色ある地域資源（以下単に「地域資源」という。）の活用が重要であるとの認識の下に行われなければならない。

４　中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体、大企業者、金融機関、高等教育機関並びに市民の役割並びに市の責務をそれぞれが担うとともに、相互の理解と連携の下に、協働して行われなければならない。

５　小規模企業の振興は、小規模企業者が地域に根ざした事業活動を行うことを通じて、それぞれの地域における経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与し、ひいては将来における本市の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、小規模企業者の活力が最大限に発揮されるように行われなければならない。

（中小企業者及び小規模企業者の役割）

第４条　中小企業者及び小規模企業者は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、絶えず経営の革新（法第２条第２項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）に努めるとともに、経済的社会的環境の変化に即応して、経営の向上及び改善に努めなければならない。

２　中小企業者及び小規模企業者は、基本理念にのっとり、地域における自らの社会的責任を認識し、その事業活動を行うに当たっては、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めなければならない。

（中小企業団体等の役割）

第５条　中小企業団体等は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の公正な経済活動の機会の充実のため、当該中小企業団体等への加入を積極的に促進し、活動の活性化に努めるものとする。

２　中小企業団体等は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者が相互にその経営資源（法第２条第４項に規定する経営資源をいう。以下同じ。）を補完することに資するよう、構成員同士の交流又は連携の促進に努めるとともに、自らも他の中小企業団体等との交流又は連携に努めるものとする。

３　第２条第３号イに掲げる団体は、基本理念にのっとり、商店街が有する商品を販売し、又はサービスを提供する機能、コミュニティを形成する機能その他の地域住民の豊かな生活を支える機能を維持し、又は充実させるため、中小企業者及び小規模企業者と地域住民とのつながりを強化する取組の実施に努めるものとする。

（企業支援団体の役割）

第６条　企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者が行う経営の向上及び改善のための取組を積極的に支援するよう努めるとともに、本市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第７条　大企業者は、基本理念にのっとり、自らも地域社会の一員であることを認識し、

中小企業及び小規模企業の振興の重要性についての理解と関心を深めるよう努めるとともに、本市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第８条　金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者が行う経営の向上及び改善のための取組の支援に努めるものとする。

２　金融機関は、基本理念にのっとり、企業支援団体による中小企業者及び小規模企業者への支援に協力するよう努めるとともに、本市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（高等教育機関の役割）

第９条　高等教育機関は、基本理念にのっとり、その教育活動を通じて、中小企業及び小規模企業の振興の重要性についての学生の理解と関心を深めるよう努めるとともに、中小企業及び小規模企業を担う人材の育成に努めるものとする。

２　高等教育機関は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者が行う経営の革新のための取組に協力するよう努めるものとする。

３　高等教育機関は、基本理念にのっとり、本市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第10条　市民は、基本理念にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興の重要性についての理解と関心を深めるよう努めるとともに、本市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第11条　市は、基本理念にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体、大企業者、金融機関、高等教育機関並びに市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

３　市は、基本理念にのっとり、第１項の施策を策定するに当たっては、国、県その他公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

４　市は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体、大企業者、金融機関、高等教育機関、市民等の相互の連携が図られるよう総合的な調整に努めなければならない。

第２章　中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な施策等

（中小企業・小規模企業振興計画の策定）

第12条　市長は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業及び小規模企業の振興に関する計画（以下「中小企業・小規模企業振興計画」という。）を定めるものとする。

２　中小企業・小規模企業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 中小企業及び小規模企業の振興に関する目標

(2) 中小企業及び小規模企業の振興のための施策に関する事項

(3) 前２号に掲げるもののほか中小企業及び小規模企業の振興のために必要な事項

３　市長は、中小企業・小規模企業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、中小企業・小規模企業振興計画の変更について準用する。

（人材の育成及び確保等）

第13条　市は、中小企業者及び小規模企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保のために必要な施策を講ずるものとする。

２　市は、次代の社会を担う子どもたちをはじめとする市民が中小企業者及び小規模企業者の重要性についての理解と関心を深めることができるよう、その普及啓発に努めるものとする。

（経営の革新等の促進）

第14条　市は、中小企業者及び小規模企業者による経営の革新及び経営資源の確保を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

２　市は、前項の施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、中小企業者及び小規模企業者により地域資源が有効に活用されるよう配慮しなければならない。

（創業の促進）

第15条　市は、中小企業及び小規模企業の創業を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（事業承継の円滑化）

第16条　市は、中小企業者及び小規模企業者の事業の承継が円滑に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

（従業員の福祉の向上）

第17条　市は、中小企業者及び小規模企業者による労働環境の改善その他のこれらの従業員の福祉の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（販路の開拓等）

第18条　市は、中小企業者及び小規模企業者の国内外への販路の開拓及び取引の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

（自然災害時における事業継続等）

第19条　市は、自然災害、金融危機等により経営が悪化し、又は事業活動の継続が困難となった中小企業者及び小規模企業者の経営の改善又は事業活動の継続のために必要な施策を講ずるものとする。

（中小企業団体等及び企業支援団体の取組の支援）

第20条　市は、中小企業団体等及び企業支援団体が行う中小企業及び小規模企業の振興に資する取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（小規模企業者への配慮）

第21条　市は、この章に規定する施策等の策定及び実施に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、必要な配慮をするものとする。

（財政上の支援）

第22条　市長は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を推進するため必要がある

と認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

第３章　雑則

（委任）

第23条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年９月22日

金沢市長　村　山　卓

◎金沢市条例第40号

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務等に関する条例（平成７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項及び第４項中「以下この項から第３項までにおいて同じ」を「第15条第１項及び第16条の２第１項第３号を除き、以下同じ」に改める。

第15条第１項中「第16条の２第１項」を「第16条の３第１項」に改める。

第16条の３を第16条の４とする。

第16条の２第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の３とする。

第16条の次に次の１条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の２　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）第26条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第26条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年９月22日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第41号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第12条」の次に「及び第19条第６項」を加え、「及び第２項の」を「から第３項まで及び第５項の」に改める。

第８条中「会計年度任用職員」の次に「（以下「会計年度任用職員」という。）」を加える。

第17条第３項中「（令和７年条例第１号）」を削る。

第22条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第23条の見出しを「（第１号部分休業の承認）」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第23条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第23条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第23条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第23条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員　77時間30分

(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）

第23条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に、「部分休業」を「育児休業法第19条第１項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）」に改め、同条に次の１項を加える。

２　会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）第10条又は第23条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第15条又は第29条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第25条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第25条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、第８条及び第17条第３項の改正規定並びに第24条の改正規定（「部分休業」を「育児休業法第19条第１項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第１項の規定により、同条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の職員の育児休業等に関する条例第23条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年９月22日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第42号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第13条の２第２項中「それぞれ」を削り、「各号に定める額」の次に「（大規模な災害

として市長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）」を加え、同条第３項を次のように改める。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第１項に規定する手当の額は、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の２以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第１項各号の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合　前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第１項第３号の作業が著しく危険であると市長が認める場合　前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第１項各号の作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合　前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の２の規定は、令和７年８月７日から適用する。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年９月22日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第43号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第９条の２中第10項を第11項とし、第３項から第９項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３　法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は、５分の３とする。

附則第19条中「、第15項」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年９月22日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第44号

金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第18条第６号ただし書中「第２条第17項」を「第２条第18項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年11月20日から施行する。

金沢市水道給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年９月22日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第45号

金沢市水道給水条例等の一部を改正する条例

（金沢市水道給水条例の一部改正）

第１条　金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第３条第５項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者から法第16条の２第１項の指定を受けた者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第８条第２項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項ただし書に規定する場合における同項ただし書に規定する指定を受けた者を含む。次条第２項及び第31条の２第２項において同じ。）」を加える。

（金沢市公共下水道条例の一部改正）

第２条　金沢市公共下水道条例（昭和43年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「設計及び」を削り、「が指定した」を「の指定を受けた」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長から当該指定に類するものを受けた者が当該工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第７条第３項中「第１項」を「第１項本文」に改める。

第16条の２第１号中「第７条第１項」を「第７条第１項本文」に改める。

（金沢市農村下水道条例の一部改正）

第３条　金沢市農村下水道条例（平成４年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第７条中「設計及び」を削り、「第７条第１項」を「第７条第１項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長から同項本文の規定による指定に類するものを受けた者が当該工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年(2025年)９月22日　発行　発行人　金　沢　市
発行所　金　沢　市　役　所
編　集　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　（株）共　栄